第56号議案

春日市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部 改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、パートタイム勤務の会計年度任用職 員の懲戒に係る減給の対象となる給与に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第号)第21条及び第23条から第25条までに規定する報酬の額を除く。))」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。